

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	< 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) >		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
183	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。	・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興・地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存・活用までで、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができる。また、社会的・経済的価値の創出が期待できる。 ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようにすることが必要である。 ・なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が疎忽しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るい専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の際は必要のものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	鳥取県、山口県、徳島県	なし	ひたちなか市、徳島市	○文化財の活用観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・パブリック作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いため、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改正が必要に思われる。○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関わる施策を行うことで市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。	○文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。
												<p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するか」という観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ、なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。</p> <p>文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。</p>	
												<p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するか」という観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ、なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。</p> <p>文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。</p>	
224	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事例は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おいた2018、第19回全国障害者芸術・文化祭おいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域、六脚満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動的に穴けることと、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。	【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能となることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることが可能である。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	大分県		地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が不可能である」という特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があるため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。	
												<p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するか」という観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ、なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。</p> <p>文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。</p>	
289	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とするこの承認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげることも2020年開館の「国立アイヌ民族博物館」と連携する公立博物館との協働体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 【文化財の活用観点から】 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中、登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営に望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当て、質の維持・高度化が必要。 【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として連携することが必要。	多数の首長所管博物館の登録により、制度の枠を太くし、国内外の信頼性やステータスの向上、長期・安定的な高度人材の確保が可能。 博物館の魅力・利便性の向上と地方創生の両面に貢献。法の基準に基づく評価等を通じ、博物館のあるべき質と持続的な運営を保持し進化・発展を誘導できる。 2020年を見据えアイヌ文化復興の全国連携ネットワーク構築に貢献。博物館間の協働企画、ノウハウの共有、災害時の資料移送・洗浄・修復対策等応援体制を円滑化できる。	博物館法第19条	文部科学省	北海道	群馬県、三重県	○県内の一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管するために、登録博物館から博物館相当施設に変更し、博物館の趣旨を生かせる制度改正が望まれる。 ○本県においては、条例・規則の改廃及び博物館協議会委員の任免等については教育委員会が行い、それ以外の事務は事務委任により現行生活部が行っている状況にある。提案のとおり法改正されれば、一連の事務等が一部の部局で執行可能となり、地域の実情に応じて所管部局を決定できることから賛同できる。	
												<p>○県内において、現在、社会教育機関の施設の管理及び整備については、構造改革特区における特例措置により首長部局が所管していることとなり、現在、その全国展開の可能性について検討を行っているが、平成26年1月の構造改革特区本部審議・調査委員会教育部においては、全国展開が可能となりうる条件として、以下の内容が含められている状況にある。</p> <p>①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が認められること ②要件・手続き上の課題(教育活動における支援、安全管理上の課題等)を克服できていること ③関係機関・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること ④その上で、教育の政治的中立性が確保し担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うこと、教育が中立的に行われること等の原則にもとづいて、</p> <p>さらに、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的・優先すべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けるとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。</p> <p>以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点があることから、直ち、教育委員会から所管を移すことは困難である。</p> <p>なお、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館の設計・監理費用は高額なものである。その中で、本県については、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。</p> <p>あわせて、総合教育会議制度の前設の趣旨も踏まえつつ、同会議において博物館も含めた社会教育に関しても議論として取り上げられるよう、取組を推進してまいりたい。</p>	
304	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	国指定重要文化財の保存修理を行う場合の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合においては、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導」について(平成9年8月5日庁保修第181号)の「ニ」においては、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされている。しかしながら、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に出して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任に苦慮している。一方で、補助事業ごとに主任技術者の承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「業務経験年数」を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者・過去在籍していた者以外は承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっているのではないかと思われる。そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合における予算執行上の説明責任を果たすことができる。	・登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成9年8月5日庁保修第181号) ・文化財保存事業費関係補助金交付要綱 ・指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省		浜田町	ひたちなか市、豊橋市、徳島市	○主任技術者既承認団体への業務委託時の設計管理費の積算根拠が明示されていないため、予算要求時の詳細な査定は困難であり、結果として、国指定重要文化財建造物の保存修理を行うことができない。 ○本市では国指定重要文化財の保存活用計画の策定や耐震診断事業を実施している。これらから、文化財建造物に関する専門的な知識や経験を有する主任技術者が携わらなければならないことから、文化庁が承認する主任技術者が所属する団体へ業務委託している。これらの業務を発注する際の設計書の作成については、専門業務であることから本市の建築設計担当部局で対応できず、見積設計を行うことから設計金額の増大が顕著に増加することができず、国庫補助事業として予算執行の説明が十分にできないことに支障がある。	
												<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)の改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教行法17条が削除されたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することは困難である。教育委員会は最高意思決定機関であることに変わりはない。</p> <p>したがって、教育委員会から教育長との関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁となるものと解される。</p> <p>○本市では、審査庁に委任した事務については行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁となるものと解される。</p> <p>○支障事例はないが、今後そうした事態が予想される。</p> <p>2 第25条の規定により教育委員会の権限に属する事務の全部又は一部を委任した場合には、審査庁に委任した事務の行政処分をする際に行う行政不服審査法第82条の告知内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等の業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考えられる。</p>	
311	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	教育委員会から委任を受けた事務に關して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	【経過】 行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に…」の部分削除後、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。一方、平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する行政処分を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているのかのようにも解釈できる。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を要知する際の行政不服審査法第82条の告示が困難になるなどの業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であること、国民のための教育経済制度が十分に機能していない。 また、教育委員会が審査庁となる場合には、不要の審理員指名等の事務が生じることがあるため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。 【全国の状況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	地方教育行政についての行政経済制度が明確化され、国民、市民を救済するための行政不服審査法の趣旨である「簡易迅速かつ公正な手続の下で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることができる」という目的が実現する。 なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が地教行法に事務の委任を受けた場合の訴訟の役割についての定めがある。行政事件訴訟法に行政不服審査法は行政経済法という部分に同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	文部科学省		塩尻市	(塩尻市提案)改正案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第56条に次の場合を加える。 2 第25条の規定により教育委員会の権限に属する事務の全部又は一部を委任した場合には、審査庁に委任した事務の行政処分をする際に行う行政不服審査法第82条の告知内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等の業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考えられる。	豊橋市、松原市	行政不服審査法第4条は、処分庁等上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務を執行し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ(「行政不服審査法解説改訂版」(田中真次他著、日本評論社)、新教育委員会制度における「行政不服審査法」の解説)である。また、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき審査請求は、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に申し出るものであることは現行法の解釈上明らかである。
												<p>また、本提案案は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にするにとり、法改正でなければ達成できない特段の事由はない。今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
245	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 また、平成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が策定した「香川県産業成長戦略」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学者等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 【支障事例】 ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時の確認)ができなかったため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	・「予約採用」が適用されれば、予約採用時点で県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確実なものとなり、大学入学後にならないれば奨学金を借りれるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。 ・また、「在学採用」に係る成績要件や所得要件の確認をする必要がなくなり、利用者に対する負担が少なくなる。	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)	文部科学省	香川県		宮崎県	○本県においても、今年度より地方創生枠の推薦者を募集(8月以降)することとしているが、「予約採用」の方が申込み時期が早く、進学者に確実に貸与を受けられるため、「在学採用」のみが対象となる地方創生枠推薦者の確保が困難であることが想定される。 また、香川県と同様に、地方創生枠で推薦した学生が、大学入学後に「在学採用」の成績要件等を満たせずに、無利子奨学金の貸与を受けられない可能性がある。	平成29年度予算では無利子奨学金について、残存適格者(予約採用においては貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象とはなっていない者)が解消された。そのため、前年度の同内容の提案に基づき、関係機関と調整の上、地方創生に係る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用に向け、最終的な調査を行っている状況。
284	A	権限移譲	教育・文化	特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の政令市への移譲	【現状】 特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学金給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、支給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学奨励事業等は来た都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる非効率性や支給決定までの期間の長さが課題であり、保護者からもいつ頃支給されるのかという問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費:約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金:約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学金給付金:約1,000人 所要時間230時間	当該事務を政令市の所管とすることで、生徒や保護者の家庭状況等をより身近に把握している政令市において、審査・支給決定等の事務を一元的に実施することが出来る。更に申請から認定、支給決定等までの期間短縮が可能となり、保護者等への早期の経済的支援にも資する。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条、3条、5条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 ・高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	文部科学省	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	北海道、岡山県	○政令市(学校)が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複している。	○特別支援学校への就学のために必要な経費(特別支援教育就学奨励費)については、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定に基づき、都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校へ就学する児童生徒の分のも含め、その保護者等が負担する経費の全部又は一部について当該都道府県が支弁しなければならないこととされており、これを受け当該経費の支弁区分(Ⅰ～Ⅲ区分)の決定についても当該都道府県が行うこととしている。 また、当該経費の支弁区分の決定に必要な申請書類は、同法第5条に基づき学校長を経由して都道府県教育委員会に提出することとしている。 本提案事項は、都道府県における業務負担の軽減及び事務の効率化に関する提案と概するが、上記のとおり、法令に基づき支弁区分の決定及び当該経費の支弁は都道府県が行うこととしているもの、条例による事務処理特例制度の活用により学校設置者である政令市に当該事務を移譲することも可能である。また、法令では支障事例にある申請書類の内容の不備等を政令市と都道府県のどちらが確認するかまで定めているわけではない。これらのことから、事務の重複が生じているのであれば、都道府県と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことで解決すると解する。 ○高等学校等就学支援金について 政令市が設置する高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)の活用によって学校設置者である政令市に移譲することや、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第14条に基づき、その事務の一部を政令市に委託することが可能となっている。このように現行制度上、学校設置者である政令市と都道府県教育委員会において、事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。 ○奨学のための給付金について 奨学のための給付金は、都道府県事業であり、政令市が設置する高等学校等の生徒に係る奨学のための給付金の事務分担については、交付要件上も特段の定めはないことから、どのような事務分担で実施するかは、事業実施主体である都道府県において、政令市との協議により定めることが可能となっている。	
153	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護および主要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文初財第二号昭和三十九年二月三日文部省 初中局長・体育局長通達)	文部科学省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、岡山県、山陽小野田市、大分県	石巻市、ひたちなか市、千代田区、多治見市、浜松市、愛知県、岐阜県、山陽小野田市、大分県	○学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○現状では、学校と保護者間の関係などが問題となり、代理受領の手続きがスムーズに進まない場合や保護者の同意を得られない場合が見受けられ、給食費会計の運営に支障をきたしている。制度を見直すことにより、保護者の委任状なしに直接学校等に交付されるようになることにより以下の効果が期待できる。 ①学校で保護者の同意を得る必要がなくなるため、迅速で確実な徴収が見込まれる。 ②保護者間の公平性が図られる。 ○本市では、就学援助申請時に必ず学校長が代理請求・受領する委任状をもらっており支障となっている事例はないが、委任状を必要とせず、確実に給食費が納付される制度に改正することには賛同できる。 ○保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○学校が再三納付の依頼を行っても委任状の提出が無く、反応が無い保護者がいる。 制度改正により、少しでも給食費の未納が解消されると、安定した学校給食の運営につながる。 ○支援制度の趣旨から鑑みても保護者の委任状の必要性について疑義が生じる。		
226	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に償権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公会計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書の方は金融機関の窓口でしか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようにするようご要望をいただいております。また、現行法上、コンビニ納付ができません。【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。学校給食費の99%については口座振替払いです。残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からは、利便性が悪いためコンビニエンスストア等で支払えるよう改善を求められています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市	千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大村市、大分県	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 ○現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同様のご意見をいただくことが想定される。 地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がり、公会計化に向けて各後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込められると思われる。	学校給食費を公会計としている場合、学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条に定められる物品売払代金に当てはまるものと考えられることから、ご提案の事項については、現行制度においても実現可能であり、今後、通知等により周知してまいります。

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
76	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に回答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市		<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>旭川市、朝雲市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県</p> <p>○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。 ○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。 ○本市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円中、そのうち平成29年3月末時点で約930万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。 ○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名382,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。 ○本市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、本市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、学校給食費での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。 ○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。 ○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食料選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。大垣市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%) 未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員的面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取ると、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。 児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。 ○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。 ○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、前年度分で約800万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の應込口座と同一にするよう依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。 ○本市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事例は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。 ○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。 ○本市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。 ○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申し出なく、強制的に徴収できるような制度見直しを実施することは望ましくと考える。 ○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動がなければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。 ○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴収し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながるかと考える。 ○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にあから納入督促を管理する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めるたい。</p>	<p>月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の数に委ねられているところであり、現在の、全自治体の半数以上が私会計である(1128文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体(全体の57%)が私会計である)。</p> <p>ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいります。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲</p>	<p>本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。</p> <p>これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。</p> <p>一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。</p>	<p>窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。</p> <p>事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>松山市</p>	<p>青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県</p>	<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>支障事例</p> <p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○本市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 ○本市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方数量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。 ○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行った時、ほぼ同様の書類の提出求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一貫的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。 ○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とは異なる種類の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	<p>中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
253	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。</p>	<p>中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市(H30年4月～)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合</p>	<p>旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県</p>	<p>旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県</p> <p>○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一元的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p> <p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市では子ども子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考え、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画と提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。</p> <p>・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項のすり合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考え。</p> <p>○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	<p>中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。</p>

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。</p>	<p>【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請でもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられる。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育所相当部分「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由市町村への間接補助 	<p>【補助制度の一元化】</p> <p>事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮</p>	<p>児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市</p>	<p>青森市、秋田市、山形県、茨城県、栃木市、新潟市、石川県、長野市、大垣市、徳島市、豊橋市、京都市、大阪府、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、東吉市、徳島県、今治市、北九州市、久喜市、佐賀県、長崎県、大村市、熊本県、宮崎県、延岡市、沖縄県</p>	<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園・保育所の2つの制度で申請業務をおこなうのは不合理であり、事務の経費の観点から一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。</p> <p>保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。</p> <p>○施設整備の補助制度については、2つの交付金の申請(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者についても)が大きく、効率的ではないと考えられる。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>○【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請でもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられる。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育所相当部分「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由市町村への間接補助 <p>○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請様式が異なるため、内示の確保も厚生労働省と文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示率も統一されていない。そのため一方の内示率のみ遅く低い可能性を想定すると、事業を進めていくうえで、町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>○幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく単一の施設であることから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について</p> <p>27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園</p> <p>認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。</p> <p>また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目標として幼保連携型認定こども園の整備を進めたいが、認定、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。</p> <p>○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直しほしい。</p> <p>○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に複雑であり、交付金制度の一元化は賛同する。</p> <p>○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっている。</p> <p>○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。</p> <p>本文付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。</p> <p>具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。</p> <p>事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、単一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理ひ事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一元化が必要である。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各各庁への申請業務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。</p> <p>国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。</p> <p>費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p> <p>○本市においても、県との連絡に支障が生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。</p>	<p>認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせた対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
106	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して徴収する際の徴収権限の強化	〇行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるように、利用者の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応募業務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		福島県、小牧市	〇保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、既に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要がある場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。
296	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、相互に独立した事業であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混同を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際には、重複があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を置きたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等の違いについて、明確化された。	子ども子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市		徳島県、宮崎市	〇本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度で柔軟な子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るものの、相互に独立した事業である。 「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場面も多いものと考えており、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成29年度実績:587箇所/全体7,063箇所)。将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明瞭であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。 なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。
223	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者の受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市		ひたちなか市	〇保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 〇現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。	〇保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結していることから、制度改正が必要であると考えられる。民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。 〇なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をいただければ幸いです。
159	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていたが、今後とも一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く(備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県		ひたちなか市	〇公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。 また、地方公共団体が学校法人と協力で、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。 これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示された。 7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的なニーズや委託に係る提案が出ているのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教示願いたい。 また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その施設が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を担うことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。 このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な委任の在り方については、中央教育審議会(平成16年3月4日)答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等と交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。	
25	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一休型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができる。現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	〇児童福祉法 〇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) 〇放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町			実現は困難。 一体的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
208	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<ul style="list-style-type: none"> ＜現状＞ ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども子育て支援法第19条で定める支給認定を受けなければならない子どもについて、幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。 ＜支障事例(総論)＞ 幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまう児童のためのフィールドとなり、児童の健全な成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。年度当初満2歳の子どもが年度途中で臨時入園すると、満0～6歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。 ＜支障事例(その他)＞ ○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また、第3号無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。 	子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市		<ul style="list-style-type: none"> ○満3歳になる前に私的契約で入園をさせていると、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難となることあり、施設給付費の加算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反抗期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。 ○自我の目覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。 	子ども子育て支援法に基づく支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない「保育を必要としない2歳児」について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することは、制度の立てつけ上困難である。一方で、幼稚園等が、幼児期の教育・保育のセクターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていることは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども子育て支援新制度における地域子ども子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。		
225	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単園設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども子育て支援給付等を総合かつ計画的に行うことや、子ども子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても阻止できない状況となっている。 	子ども子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市		<ul style="list-style-type: none"> ○福島県、横浜市、長野市、餘田市、出雲市、北九州市 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。 	子ども子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
216	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。 【相模原市の事例】 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大取市、伊丹市、山形県、田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市	<p>○ 管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討を併せて、各地方自治体が給付費等の上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討が必要と考えます。</p> <p>具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。</p> <p>また、多くの地方自治体でも同様に、市内に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。</p> <p>管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。</p> <p>○ 本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の業績見込み額等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>○ 請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。</p> <p>○ 他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。</p> <p>○ 本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○ 本県においても処遇改善加算の審査事務を行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻りに行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。</p> <p>○ 提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考える。</p> <p>○ 本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。</p> <p>○ 施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事数は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組み必要性を強く感じている。</p> <p>○ 当町においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあって煩雑となるケースがある。給付費の支給に関して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。</p> <p>○ 管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならない、一定の事務負担が発生している。</p> <p><制度改正の必要性> 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として金額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。</p> <p>○ 本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。</p>		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
	215	B									地方に対する規制緩和	医療・福祉		施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
221	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるように明確化を求める	<p>【全額】</p> <p>○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び本市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。</p> <p>○また、共通により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。</p> <p>○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反嫌疑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。</p>	<p>○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減することにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査もさらに実施できるようになる。</p> <p>○確認の取消しに値するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等の行為も速やかに行うことが可能となることと期待される。</p>	<p>・児童福祉法第46条</p> <p>・学校教育法</p> <p>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)</p> <p>・子ども・子育て支援法第14条、第38条</p> <p>・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号)</p> <p>・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松戸市			<p>福島県、川越市、海老名市、知多市、京都市、箕面市、徳島県</p>	<p>○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がる。と考える。</p> <p>○施設監査と確認監査の所管部局が異なっており、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の負担軽減と、責任の明確化につながる。</p> <p>○監査と確認の重複の解消に繋がることは望ましいことであるため、意見に同調する。ただし、監査と確認の間で隙間ができ、どちらの対象にもならないような項目が出ないように行うべきである。</p> <p>○本市においても、同様の事例が発生しています。</p> <p>○確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査する制度とするのが本筋です。全体的な制度の見直しが求められると考えます。</p> <p>○新制度施行により市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。</p> <p>○また県と市が別に監査をすることとなり県も監査を受けることになり事業所としては負担が大きいが、</p> <p>○監査項目について、県と調整し、より的確で効率的な監査を実施すべきと考え。</p> <p>○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図られておらず実施に踏み切れていないのが実情である。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、従来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付を支払うにあたって、子ども・子育て支援法に基づく確認を行う必要があり、確認における指導監督等については、市町村に、法律に必要な観点において報告や入居、転居の検査をするができる旨の規定が設けられているところ。(子ども・子育て支援法第38条など)このように、「認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付」と「学校教育法や児童福祉法に基づく、施設・事業認可」の2つの法体系に基づき監査を実施することとしており、例えば保育所の場合、児童福祉法に基づく施設監査で主に配置基準、面積基準、施設及び設備基準を、子ども・子育て支援法に基づく確認監査で利用定員に関する事項や、運営、給付に関する事項を監査することとしている。</p> <p>○指導のとおり、都道府県が実施する施設監査と市町村が実施する確認監査の項目について重複する部分もあるが、基本的には、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査・指導を行うべきものであることから、統一の方針として、どちらか一方に整理することは困難である(両者では実施頻度なども異なること)。</p> <p>なお、「特定教育・保育施設等指導指針」の2(2)留意事項において、「可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一するなど連携を図ることとしており、監査項目も含め各都道府県の実情に応じて効率的な負担軽減に努めることとしている。</p> <p>例えば、都道府県と市町村の間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する)ことまで妨げるものではないため、それぞれの都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能である。</p> <p>なお、当然のことながら、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう、十分な注意が必要である。</p>
222	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の申請手続き	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定」していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。</p>	<p>事業者未定であっても、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどして一定の適格性が担保されている事業者から新たな施設整備の相談を受けており、当該事業者の施設整備予定に基づいて市町村が整備計画を仮策定している場合は、「法人が確定」に準ずるものとみなして、事前協議への参加が可能となること、年度途中の緊急的な施設整備が可能となる。</p> <p>※「法人が確定」していることに準じることの例として、保育所又は認定こども園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているもの等が挙げられる。</p>	<p>保育所等整備交付金交付要綱</p> <p>認定こども園施設整備交付金交付要綱</p> <p>平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について</p> <p>平成29年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について</p>	文部科学省、厚生労働省	宇治市			<p>福島県、福井市、磐田市、伊丹市、浅口市</p>	<p>○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。</p> <p>○事前協議が柔軟に行えず、年度内の施設整備が完了できないことが想定されるため、活用しづらい仕組である。</p> <p>○必ずしも事前協議の段階で法人を確定できる場合ばかりではないので、すでに園を運営しているなど一定の適格性が担保されるならば仮事業者とすることは賛成</p>	<p>認定こども園施設整備交付金について、事業者が確定しない段階で、事前協議を行うことを可能とした場合、</p> <p>① 交付対象として適切な設置主体であるかの確認ができないこと</p> <p>② 事業の確実な実施が担保できず、適切な執行管理ができないこと等の懸念が想定されることから、基準を緩和することは困難であると考えている。</p> <p>なお、当該交付金については、</p> <p>① 事前に年間スケジュールを示すとともに</p> <p>② 複数回の内示を行うこととしており、市町村の整備計画にあわせてきめ細かな対応をとっているところである。</p>
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	<p>【提案の背景】</p> <p>長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定められたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護福祉士人7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。</p> <p>現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルート(3つ)がある。</p> <p>②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。</p> <p>このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。</p> <p>【提案事項】</p> <p>地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件とし)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。</p>	<p>地域に必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。</p> <p>福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得に繋がるキャリア形成を行うことができ、もって介護分野への参入が促進される。</p> <p>高等学校卒業後養成施設において、さらに専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。</p> <p>多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条</p>	文部科学省、厚生労働省	長野県	別紙あり	<p>酒田市、福井県、神奈川、川崎、軽井沢町、大宮市、鹿島市</p>	<p>○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきものと考えます。</p> <p>○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならぬ。</p> <p>○当県内でも、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設で2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならぬ。当県は75歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学者に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す過程で、余計な負担(同じ科目の二重履修、二重の学費負担)を強いることを避ける制度にするべきである。</p> <p>○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。</p>	<p>○介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことで認められることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。</p> <p>○また、大学、短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。一方、現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校等において大学等で履修した科目とみなすことができないこととなっていることから、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に大学等で養成施設で履修した科目とみなすことはできない。</p> <p>以上のことから、提案の実現は困難である。</p>	